

第2回教育委員会会議

令和7年2月4日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第12号 大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

この度、弘済小学校及び弘済中学校の分校に、事務処理効率の観点から、学校印及び学校長印を設置することとなったため、新たな学校印及び学校長印の制定とそれに伴う文言改正を行う。

2 改正内容

弘済小学校分校に副校長又は教頭を監守者として「大阪市立弘済小学校印 大阪市立弘済小学校分校専用」の学校印及び「大阪市立弘済小学校長印 大阪市立弘済小学校分校専用」の学校長印を新たに制定する。

また、弘済中学校分校に副校長又は教頭を監守者として「大阪市立弘済中学校印 大阪市立弘済中学校分校専用」の学校印及び「大阪市立弘済中学校長印 大阪市立弘済中学校分校専用」の学校長印を新たに制定する。

加えて、上記改正に伴う文言の改正を行う。

3 施行期日

令和7年2月10日

議案第 号

大阪市教育委員会公印規則を改正する規則案

大阪市教育委員会公印規則（昭和 36 年 3 月 31 日（教）規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 1 条 大阪市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、大阪市教育委員会の所管する学校その他の教育機関及び所属職員が大阪市教育委員会の権限に属する事務を補助執行する市長部局（以下「市長部局」という。）その他公印について必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 [略]	[同左]
別表第 1（第 3 条関係） [表 別紙 2 挿入]	別表第 1（第 3 条関係） [表 別紙 1 挿入]
別表第 2（第 3 条関係） [表 別紙 4 挿入]	別表第 2（第 3 条関係） [表 別紙 3 挿入]
[略]	[同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。

[別表第1 別紙1]

名称	ひな型	書体	寸法	用途	監守者
[同左]					
[新設]					
[新設]					
学校長印	6	同	方 21	一般文書用	同
[新設]					
[新設]					
[同左]					

[別表第1 別紙2]

名称	ひな型	書体	寸法	用途	監守者
[略]					
学校印	5の3	同	方 30	一般文書用	弘済小学校分校副 校長又は教頭
学校印	5の4	同	方 30	同	弘済中学校分校副 校長又は教頭
学校長印	6	同	方 21	同	学校長
学校長印	6の2	同	方 21	同	弘済小学校分校副 校長又は教頭
学校長印	6の3	同	方 21	同	弘済中学校分校副 校長又は教頭
[略]					

[別表第2 別紙3]

[同左]

[新設]

[新設]

[同左]

[新設]

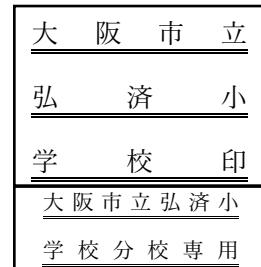
[新設]

[同左]

[別表第2 別紙4]

[略]

5の3

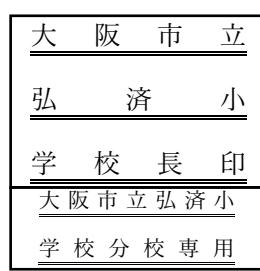
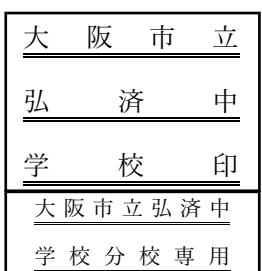


5の4

[略]

6の2

6の3



[略]